

秋田県産業労働部新産業創造課関係補助金等交付要綱

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第9章第2節の規定に基づき、秋田県産業労働部新産業創造課関係補助金等交付要綱を次のように定める。

（補助事業等及び補助金等の額等）

第1条 新産業創造課関係補助金、負担金、交付金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）の交付の対象とする事務又は事業（以下「補助事業等」という。）、補助金等の補助率又は額、補助事業者及び交付申請書等の提出先等は別表第1に定めるとおりとする。ただし、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 国税及び地方税に滞納がある者
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係である者
- (3) 補助金等交付申請日又は補助金等交付決定日の時点で破産、清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている者

（補助金等の交付の申請）

第2条 財務規則第247条に規定する交付申請書は、様式第1号によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)、財務規則第255条の規定による実績の報告書を省略できる補助金等にあつては、収支精算書(様式第16号)又は知事が別に定める様式
- (3) 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 知事は、前項(1)に規定する事業実施計画書及び(2)に規定する収支予算書の添付を省略させることができる。

4 補助事業者は、第1項の補助金等の交付の申請をするに当たり、当該補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金等交付の条件等）

第3条 補助金等の交付を決定するに当たっては、財務規則第249条の規定により、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金等を目的以外に使用しないこと
- (2) 次に掲げる場合は、あらかじめ知事の承認を受けること
 - ア 総事業費の20%を超える増減がある場合
 - イ 補助金等所要額が交付決定額を超える場合
 - ウ 補助金等所要額が交付決定額の20%を超える減額となる場合

- エ 補助事業等を中止し、又は廃止する場合
- (3) 次に掲げる場合は、あらかじめ新産業創造課長の承認を受けること
- ア 補助事業等の内容を変更する場合((2)に該当する場合を除く。)
- イ 補助対象事業費のうち、人件費(報酬を含む。)と物件費間で経費配分を変更する場合で、補助対象事業費に占める人件費(報酬を含む。)と物件費との割合に20%を超える変更がある場合
- ウ 補助対象事業費のうち、補助事業者の直接経費と企業等への間接補助金間で経費配分を変更する場合で、補助対象事業費に占める直接経費と間接補助金の割合に20%を超える変更がある場合
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けること
- (5) 補助事業等の実施に当たっては、県がコーディネーター等を派遣して行う事業に協力すること
- (6) 法令その他の関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。
- 2 前項(2)の規定による承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。
- (1) 交付条件等変更承認申請書(様式第4号)
- (2) 補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第5号)
- 3 第1項(3)の規定による承認の申請は、補助事業等変更承認申請書(様式第6号)によるものとし、申請に対する補助事業等変更承認の通知は、補助事業等変更承認書(様式第7号)によるものとする。
- 4 第1項(4)の規定による知事の指示を受けるときは、補助事業等実施状況報告書(様式第8号)によるものとする。

(交付決定通知等)

- 第4条 財務規則第250条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金等交付決定通知書(様式第9号)によるものとし、財務規則第252条の規定による変更交付決定の通知は、補助金等交付決定変更書(様式第10号)によるものとする。
- 2 知事は、前条第1項(2)エによる中止(廃止)承認申請を受けた場合において、申請書の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその申請に係る補助事業等の状況を確認し、不相当である場合を除き、補助事業等中止(廃止)承認書(様式第11号)を交付するものとする。

(事業着手)

- 第5条 補助事業等の着手は、原則として補助金等の交付決定に基づき行うものとする。ただし、補助事業等の効果的な実施を図るうえで、緊急やむを得ない事情により補助金等交付申請から補助金等の交付決定前に着手する必要がある場合には、その理由を明記した交付決定前着手届(様式第12号)を知事に提出した後に着手するものとする。
- 2 前項ただし書の規定による補助金等の交付決定前に補助事業等を着手できる補助金等は、別表第2に定めるものとし、補助金等の交付決定前に補助事業等を着手しようとする者は、当該着手について知事は一切の責任を負わず、当該着手に係る全ての損失等は自らの責任であることを了知して着手するものとする。

(契約等)

第6条 補助事業者が補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合の手続きについては別に定める。

(状況報告)

第7条 財務規則第253条の規定による補助事業等遂行状況の報告は、補助事業等遂行状況報告書(様式第13号)により、9月30日までの遂行状況を10月10日までに提出するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業等が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して15日を経過した日又は別表第1に定める提出期限のいずれか早い日までに財務規則第255条に規定する補助事業等実績報告書を、様式第14号により知事に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 事業実績書(様式第15号)

(2) 収支精算書(様式第16号)

(3) 前二号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めるもの

3 補助事業等の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、当該年度の3月31日までに第1項に準ずる実績報告書を知事に提出しなければならない。

4 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 知事は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、その超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。

2 前項の補助金等の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて財務規則第260条第1項に定める割合を乗じて計算した額の延滞金を徴するものとする。

(補助金等の支払等)

第10条 補助金等は前条の規定により交付すべき補助金等の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金等の支払を受けようとするときは、補助金等の請求は、請求書に請求すべき根拠を証明する書類を添付するものとする。

3 財務規則第258条第2項、第3項及び第4項の規定により概算払又は前金払をすることができる補助金等の種類及び限度額等は別表第3に定めるとおりとし、補助金

等の概算払又は前金払を受けようとする補助事業者は、補助金等概算払（前金払）申請書（様式第17号）に請求書を添えて提出するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金等の返還）

第11条 補助事業者は、補助事業等完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第9条第2項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（補助金等の経理）

第12条 補助事業者は、補助金等に係る経理について、収支の事実に関する証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業等が完了した日が属する年度から、5年間保存しなければならない。

（財産処分の制限等）

第13条 財務規則第261条の規定により、知事の承認を受けなければ処分することができない財産は別表第4に掲げるものとする。ただし、当該補助事業等の完了後同表に定める期間を経過した財産については、同条の規定は適用しないものとする。

2 前項の規定は、補助事業者が、補助事業等により取得した財産又は効用の増加した財産で別表第4に掲げるものを、取壊し及び廃棄をする場合に準用する。

3 財務規則第261条の規定による知事への承認申請は、取得財産目的外処分承認申請書（様式第18号）によるものとする。

4 知事は、前項の承認をする場合は、補助事業者に対して、残存簿価、時価評価額又は財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）のいずれか高い金額に、補助率（補助金等交付額が事業費に占める割合その他の適切な比率）を乗じて得た額の納付を命じることができる。

5 前項の規定は、補助事業者の責めに帰することができない、やむを得ない事由による財産処分の場合は、適用しない。

（増改築等の手続）

第14条 補助事業者は、補助事業等で取得した財産を処分制限期間内に、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を行う必要が生じた時は、あらかじめ、補助事業等で取得した施設等の増改築（模様替え）届（様式第19号）により、知事に届け出るものとする。

（手続の一部省略）

第15条 財務規則第263条の規定により手続の一部を省略することができる補助金等は、別表第5に定めるとおりとする。

(要領への委任)

第16条 この要綱の施行に際し別に定める事項がある場合は要領で定める。

(特例)

第17条 次に掲げる補助金等の事業については、この要綱によらないものとする。

- 一 県内スタートアップ成長促進事業費補助金

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表第1)

新産業創造課関係補助金等の種類等

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類		対象経費	補助金等の率又は額	補助事業者	申請書提出期限	実績報告書提出期限	提出先
あきた起業促進事業費補助金	起業家意識の醸成、起業準備、起業、起業初期の各段階を貫いた切れ目のない起業支援を県内各地で実施することに要する経費を補助し、地域経済の活性化を促しながら、県内における開業率の向上を図る。	起業家育成事業 (起業スキル習得塾)		講師謝金、旅費、チラシ、会場使用料、その他知事が必要と認めるもの	補助対象経費の10/10以内、かつ1回の起業スキル習得塾開催に当たり35万円以内	秋田県商工会連合会、秋田県内に所在する各商工会議所、その他知事が特に必要と認める者	別に定める日	補助事業を完了した日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日	新産業創造課
		起業塾受講者等個別サポート事業		講師謝金、旅費、チラシ、その他知事が必要と認めるもの	補助対象経費の10/10以内、かつ30万円以内				新産業創造課
		起業支援事業	若者起業家応援枠	負担金補助及び交付金	補助対象経費の10/10以内、かつ予算の範囲内の額	秋田県商工会連合会、秋田県内に所在する各商工会議所、その他知事が特に必要と認める者		補助事業を完了した日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日	新産業創造課
			地域課題解決枠						新産業創造課
		伴走支援等事務費	地域課題解決枠の伴走支援等にかかる人件費、旅費、役務費、その他知事が必要と認めるもの	補助対象経費の10/10以内、かつ新規及び過年度(過去5年)採択事業1件につき2万円以内	新産業創造課				
起業家等交流事業費補助金	公益財団法人あきた企業活性化センターが実施する事業にかかる経費の一部を補助し、県内における女性・若者等の創業意識やスタートアップへの挑戦意欲の醸成を図る。	県内スタートアップ発掘・交流支援事業		別に定める経費	補助対象経費の10/10以内、かつ予算の範囲内。	公益財団法人あきた企業活性化センター	別に定める日	補助事業を完了した日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日	新産業創造課

新産業創造課関係補助金等の種類等

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	対象経費	補助金等の率又は額	補助事業者	申請書提出期限	実績報告書提出期限	提出先
県外スタートアップ実証支援事業費補助金	本県におけるスタートアップエコシステムの形成を促進するため、県外スタートアップが県内の地域資源やフィールドを活用して実施する、自らの成長に資する実証事業を支援することで、本県で活動するスタートアップを増やし、将来的な県外スタートアップの誘致及びスタートアップに対する県民の理解促進につなげることを目的とする。	県外スタートアップ実証支援事業	別に定める経費	別に定める率及び額。ただし、その金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額とする。	別に定める者	別に定める日	補助事業を完了した日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から15日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日	新産業創造課
事業化プロデュース事業費補助金	新事業の萌芽のフェーズにおける共同体の構築や競争的研究資金の確保を担うとともに県内企業の専門的な技術相談に対応する研究開発コーディネーターを配置する。	事業化プロデュース事業	左記事業に要する人件費、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認めるもの	予算に定める額以内	公益財団法人あきた企業活性化センター	4月1日	事業完了後15日以内又は3月31日のいずれか早い日	新産業創造課
知的財産有効活用事業補助金	県内企業による知的財産権の有効活用を促進するため、国の委託を受けて設置される知財総合支援窓口の活動を支援する。	知的財産有効活用事業	左記事業に要する報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認めるもの	予算に定める額以内	公益財団法人あきた企業活性化センター	4月1日	事業完了後15日以内又は3月31日のいずれか早い日	新産業創造課

新産業創造課関係補助金等の種類等

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	対象経費	補助金等の率又は額	補助事業者	申請書提出期限	実績報告書提出期限	提出先
中学生モデルロケット秋田県大会支援補助金	秋田県の教育資源を有効に活用し、宇宙関連分野をはじめとした科学技術の振興及び普及啓発や、人材育成を図る。	イノベーター育成事業	別に定める経費	予算に定める額以内	中学生モデルロケット秋田県大会実行委員会	別に定める日	事業完了後15日以内又は3月31日のいずれか早い日	新産業創造課
産学官連携コーディネーター促進事業費補助金	県内企業ニーズと大学等の研究シーズのマッチングによる新技術・新製品開発を支援するため、産学官連携に対応する産学官連携コーディネーターを配置する。	秋田産学官ネットワーク推進事業	左記事業に要する人件費、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認めるもの	予算に定める額以内	公益財団法人あきた企業活性化センター	4月1日	事業完了後15日以内又は3月31日のいずれか早い日	新産業創造課
社会課題型商品開発協働事業費補助金	県内企業における社会課題をテーマとした商品開発等の研究開発から実証、社会実装までの取組を支援する。	医療・健康・防災テック産業創出事業	別に定める経費	補助対象経費の2/3以内かつ300万円以内	別に定める対象企業	別に定める日	事業完了後15日以内又は2月末日のいずれか早い日	新産業創造課
ヘルスケアビジネス臨時支援事業費補助金	県内企業の持続的な賃上げに資する「稼ぐ力」の強化を図るため、ヘルスケア分野における新商品開発や展示会出展を支援する。	医療・ヘルステック産業振興事業	別に定める経費	補助対象経費の2/3以内かつ100万円以内	別に定める対象企業	別に定める日	事業完了後15日以内又は2月末日のいずれか早い日	新産業創造課

新産業創造課関係補助金等の種類等

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	対象経費	補助金等の率又は額	補助事業者	申請書提出期限	実績報告書提出期限	提出先
次世代につながる味と技！カケハシプロジェクト事業費補助金	県内企業の後継者不足の解消を図り、早期の事業承継をつなげるため、市町村や商工団体との連携により、後継候補者等の掘り起こしやマッチング等を図る。	次世代カケハシネットワーク育成支援事業	別に定める経費	補助対象経費の10/10以内、かつ予算の範囲内の額	秋田県商工会連合会	別に定める日	事業完了後15日以内又は2月末日のいずれか早い日	新産業創造課
後継者等活動支援費補助金	県内中小企業後継者または後継候補者がグループを形成し、そのグループ活動を通じて策定したビジネスプランの実効性や実現性を高めるための取組を行う。	後継者等活動支援費補助金	別に定める経費	補助対象経費の10/10以内、かつ20万円以内	別に定める対象企業	別に定める日	事業完了後15日以内又は2月末日のいずれか早い日	新産業創造課
アトツギコーディネーター推進事業費補助金	商工団体にコーディネーター1名を配置し、中小企業者等の事業承継ニーズの掘り起こしを図る。	アトツギ・地域活力コーディネーター事業	別に定める経費	補助対象経費の10/10以内、かつ予算の範囲内の額	秋田商工会議所	別に定める日	事業完了後15日以内又は3月31日のいずれか早い日	新産業創造課
次世代にツナグM&A加速化支援事業費補助金	企業規模の拡大や経営の多角化及び事業の引継等を検討している中小企業者のM&Aを支援するための、取り国経費に対して助成する。	次世代にツナグM&A加速化支援事業	別に定める経費	別に定める	別に定める対象企業	別に定める日	事業完了後15日以内又は2月末日のいずれか早い日	新産業創造課

(別表第2)

交付決定前に事前着手できる補助金等

補助金等の名称
県外スタートアップ実証支援事業費補助金
ヘルスケアビジネス臨時支援事業費補助金
次世代につなぐ味と技！カケハシプロジェクト事業費補助金
アトツギコーディネート推進事業費補助金
次世代にツナグM&A加速化支援事業費補助金

(別表第3)
概算払することができる補助金等

補助金等の名称	補助事業等の種類	補助事業者	概算払ができる率又は額	
あきた起業促進事業費補助金	起業家育成事業 (起業スキル習得塾)	秋田県商工会連 合会、秋田県内 に所在する各商 工会議所、その 他知事が特に必 要と認める者	交付決定額の 10/10以内	
	起業塾受講者等個別サポート事業			
	起業支援事業			若者起業家応援 枠
				地域課題解決 枠
			伴走支援等事務 費	
起業家等交流事業費補助金	県内スタートアップ発掘・交流支援事業	公益財団法人あきた企業活性化センター	交付決定額の10/10以内	
知的財産有効活用事業補助金	知的財産有効活用事業	公益財団法人あきた企業活性化センター	交付決定額の10/10以内	
事業化プロデュース事業費補助金	事業化プロデュース事業	公益財団法人あきた企業活性化センター	交付決定額の10/10以内	
中学生モデルロケット秋田県大会支援補助金	イノベーター育成事業	中学生モデルロケット秋田県大会実行委員会	交付決定額の10/10以内	
産学官連携コーディネート促進事業費補助金	産学官連携コーディネート促進事業	公益財団法人あきた企業活性化センター	交付決定額の10/10以内	
次世代につなぐ味と技！カケハシプロジェクト事業費補助金	次世代につなぐ味と技！カケハシプロジェクト事業	秋田県商工会連合会	交付決定額の10/10以内	
アトツギコーディネート推進事業費補助金	アトツギコーディネート推進事業	秋田商工会議所	交付決定額の10/10以内	

(別表第4)
処分制限財産の指定

補助金等の名称	財産の区分	対象財産	制限期間
あきた起業促進事業費補助金	取得原価が50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令を越える対象については、10年を限度とする)
県外スタートアップ実証支援事業費補助金	取得原価が50万円以上の財産	補助事業により取得した財産及び効用の増加した財産	
知的財産有効活用事業補助金	取得原価又は効用の増加価格が50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	
社会課題型商品開発協働事業費補助金	取得原価又は効用の増加価格が50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	
ヘルスケアビジネス臨時支援事業費補助金	取得原価又は効用の増加価格が50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	

(別表第5)
 手続きの一部を省略できる補助金等

補助金等の名称	手続きを省略できる種類
あきた起業促進事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書
起業家等交流事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書
県外スタートアップ実証支援事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書
中学生モデルロケット秋田県大会支援補助金	補助事業等遂行状況報告書
社会課題型商品開発協働事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書
ヘルスケアビジネス臨時支援事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書
次世代につなぐ味と技！カケハシプロジェクト事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書
後継者等活動支援費補助金	補助事業等遂行状況報告書
アトツギコーディネート推進事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書
次世代にツナグM&A加速化支援事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書

補助金等交付申請書

令和 年 月 日

秋 田 県 知 事 あて

住 所
商号又は名称
氏 名

令和 年度において、次のとおり補助金等を交付されるよう申請します。

- 1 補助金等の名称
- 2 補助金等申請額 _____ 円
- 3 補助事業等の実施期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

注 補助事業等の実施計画書及び収支予算書は、別紙により添付のこと。

事業実施計画書

1. 事業計画

事業名	事業期間	事業内容（具体的に）

2. 経費配分

（単位：円）

事業名	目・節	総事業費	補助対象 事業費	補助金等 申請額	備考 （積算内訳）
計					

収 支 予 算 書

収入の部

（単位：円）

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
合 計					

支出の部

（単位：円）

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
合 計					

交付条件等変更承認申請書

令和 年 月 日

秋 田 県 知 事 あて

住 所
商号又は名称
氏 名

令和 年 月 日付け指令新産一 で交付決定を受けた補助事業等について、次のとおり変更したいので承認されるよう申請します。

- 1 補助金等の名称
- 2 補助金等決定額 _____ 円
- 3 補助金等変更申請額 _____ 円
- 4 差引増減額 _____ 円
- 5 変更の理由

注 変更事業計画及び変更経費は別紙により添付し、様式は補助金等交付申請書を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載すること。

補助事業等中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

秋 田 県 知 事 あて

住 所
商号又は名称
氏 名

令和 年 月 日付け指令新産一 で交付決定を受けた補助事業等を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

- 1 補助金等の名称
- 2 補助金等決定額 _____ 円
- 3 中止（廃止）する部分
- 4 中止（廃止）する理由

補助事業等変更承認申請書

令和 年 月 日

新産業創造課長 あて

住 所
商号又は名称
氏 名

令和 年 月 日付け指令新産一 で交付決定を受けた補助事業等について、次のとおり変更したいので承認されるよう申請します。

- 1 補助金等の名称
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容

注 変更事業計画及び変更経費は別紙により添付し、様式は補助金等交付申請書を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載すること。

補助事業等変更承認書

指令新産一
令和 年 月 日

補助事業者 様

新産業創造課長

令和 年 月 日付け指令新産一 をもって通知した補助金等について、次のとおり変更することに決定しましたので、秋田県産業労働部新産業創造課関係補助金等交付要綱第3条第3項の規定により通知します。

- 1 変更する補助金等の名称
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 変更による新たな条件

注 不要部分は省略することができる。

補助事業等実施状況報告書

令和 年 月 日

秋 田 県 知 事 あて

住 所
商号又は名称
氏 名

令和 年 月 日付け指令新産一 で交付決定を受けた補助事業等が実施期間内に完了
(遂行) が困難となったので指示されるよう報告します。

1 補助金等の名称

2 補助金等決定額 _____ 円

3 指示を受ける内容

4 指示を受ける理由
(業務遂行状況)

補助金等交付決定通知書

指令新産一
令和 年 月 日

補助事業者 様

秋田県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付については、次のとおり交付することに決定したので、秋田県財務規則第250条の規定により通知します。

1 補助金等決定額 _____ 円

内 訳

(単位：円)

補助対象事業	総事業費	補助金等決定額		自己負担
		国 庫	県 費	

2 補助事業等の目的

3 交付条件

補助金等交付決定変更書

指令新産一
令和 年 月 日

補助事業者 様

秋田県知事

令和 年 月 日付け指令新産一 をもって通知した補助金等の交付について、次のとおり変更することに決定したので、秋田県財務規則（第252条、第256条）の規定により通知します。

- 1 変更する補助金等の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 変更による新たな条件

補助金等決定額

(単位：円)

項目	総事業費	補助金等	内訳	
			国庫	県
変更前				
変更後				

注 不要部分は省略することができる。
額の確定による変更にあつては、根拠条項を第256条とする。

補助事業等中止（廃止）承認書

新産一
令和 年 月 日

補助事業者 様

秋田県知事

令和 年 月 日付け指令新産一 をもって通知した補助金等について、次のとおり補助事業等の中止（廃止）を承認することに決定したので、秋田県産業労働部新産業創造課関係補助金等交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

- 1 中止（廃止）する補助金等の名称
- 2 中止（廃止）する部分
- 3 中止による新たな条件

交付決定前着手届

令和 年 月 日

秋 田 県 知 事 あて

住 所
商号又は名称
氏 名

下記の補助事業等について、別記条件を了承のうえ、補助金等交付決定前に着手したいので、届け出ます。

1 補助金等の名称	
2 補助事業等の種類	
3 補助事業等実施年度	
4 着手予定年月日	
5 完了予定年月日	
6 交付決定前着手を必要とする理由	

別記条件

- 1 補助金等の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失等が生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 補助事業等の審査により不採択となった場合、補助金等の交付を受けることが出来ないことについて了承すること。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内において、事業計画の変更を行わないこと。

補助事業等遂行状況報告書

令和 年 月 日

秋 田 県 知 事 あて

住 所
商号又は名称
氏 名

令和 年 月 日付け指令新産一 で交付決定を受けた補助事業等の実施状況を次のとおり報告します。

1. 補助金等の名称

2. 補助金等の交付決定額 _____円

3. 実施状況

補助事業等	年間計画			月 日現在実施状況			進捗率	着手 年月日	完了 予定 年月日	備考
	事業 内容	事業費	補助金 等交付 決定額	事業 内容	事業費	補助金 等受領 額				
		円	円		円	円	%			

補助事業等実績報告書

令和 年 月 日

秋田県知事 あて

住 所
商号又は名称
氏 名

補助事業等が終了したので、その実績を次のとおり報告します。

- 1 補助金等の名称
- 2 補助金等決定額 _____ 円
- 3 補助金等実績額 _____ 円
- 4 差引増減額 _____ 円
- 5 交付決定年月日 令和 年 月 日
- 6 交付決定通知書指令番号 指令新産一
- 7 補助事業等終了年月日 令和 年 月 日

注 補助事業等の事業実績書及び収支精算書は別紙により添付のこと。

事業実績書

1. 事業計画

事業名	事業期間	事業内容 (具体的に)

2. 経費配分

(単位: 円)

事業名	目・節	総事業費	補助対象 事業費	補助金等 申請額	備考 (積算内訳)
計					

様式第16号（第8条関係）

収 支 精 算 書

収入の部

(単位：円)

区分	本年度 決算額	本年度 予算額	差引増減		摘要
			増	減	
合 計					

支出の部

(単位：円)

区分	本年度 決算額	本年度 予算額	差引増減		摘要
			増	減	
合 計					

補助金等概算払（前金払）申請書

令和 年 月 日

秋 田 県 知 事 あて

住 所
商号又は名称
氏 名

補助金等の概算（前金）払について（申請）

令和 年 月 日付け指令新産一 により補助金等の交付の決定を受けましたが、補助金等の決定の内容及び補助等の条件に従い事業を完全に遂行しますから、補助金等の概算（前金）払を受けたく申請します。

- 1 補助金等の名称
- 2 事業完了予定年月日
- 3 補助金等決定額 _____ 円
- 4 既受領額 _____ 円
- 5 今回請求額 _____ 円
- 6 概算（前金）払申請理由

取得財産目的外処分承認申請書

令和 年 月 日

秋 田 県 知 事 あて

住 所
商号又は名称
氏 名

補助事業等により取得（効用の増加）した財産を次のとおり目的外に処分することについて、承認されるよう申請します。

- 1 補助金等の名称
- 2 補助事業等実施年度
- 3 財産の制限期間
- 4 目的外処分の内容及び理由

注 4の目的外処分の内容及び理由については、補助金等交付の目的に反して使用・譲渡・交換・貸付の場合に分けて記載すること。

補助事業等で取得した施設等の増改築（模様替え）届

令和 年 月 日

秋 田 県 知 事 あて

住 所
商号又は名称
氏 名

令和 年度において、 事業で取得又は効用が増加した施設等を増（改）築（模様替え）したいので、次のとおり届け出ます。

- 1 増改築等（模様替え）の理由
- 2 増改築等（模様替え）に係る施設等の概要
 - （1）施設等の所在地
 - （2）施設等の構造、規格、規模等
 - （3）事業費（全体）

補助金	円
その他負担額	円
 - （4）取得年月日 年 月 日
- 3 増改築の概要
 - （1）増築（模様替え）施設等
 - （2）増改築等に係る事業費
 - （3）工期 着工予定時期 年 月 日
完成予定時期 年 月 日
 - （4）増築（模様替え）等の効果

注 [添付資料] 1 建物平面図及び側面図、増設配置図並びに見積書
2 現況写真
3 その他知事が必要と認める書類